

副本

平成26年(ワ)第1133号

福島原発ひろしま損害賠償請求事件

原告 原告番号1 ほか27名

被告 国 ほか1名

答 弁 書

平成27年7月22日

広島地方裁判所民事第3部 御中

被告国指定代理人

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号


広島法務局訟務部 (送達場所)

(電話 082-228-5485)

(FAX 082-502-3660)

部 付 浅田 伊世 

上席訟務官 池 永 真 

上席訟務官 小野 和 明 

訟 務 官 中 嶋 周 一 

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課法務室


環 境 技 官 鶴 園 孝 夫 

環境技官 竹本 亮 

環境事務官 武田 龍夫 

環境事務官 泉 雄大 


環境事務官 内山 則之 

環境事務官 三田 裕信 

環境事務官 松原 崇弘 

環境事務官 村川 正徳 


環境技官 中川 幸成 

環境事務官 木村 真一 


環境技官 谷川 泰淳 


原子力規制部

安全規制管理官 (BWR担当)

環境技官 青木 一哉 


安全規制管理官 (BWR担当) 付


環境技官 村田 真一 

環境技官 足立 恭二 

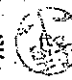
環境技官 荒川 一郎 

環境技官 忠内 巖大 

環境技官 熊谷 和宣 

環境技官 照井 裕之 

安全規制管理官 (地震・津波安全対策担当)

環境技官 森田 深 

安全規制管理官 (地震・津波安全対策担当) 付

環境技官 齋藤 哲也 

環境技官 鈴木 健之 

環境技官 森野 央士 

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省資源エネルギー庁


電力・ガス事業部政策課

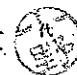
経済産業事務官 石井 大貴 

経済産業事務官 加藤 彰二 

経済産業事務官 池田 健太郎 

電力・ガス事業部原子力政策課

経済産業技官 村上 豊 


経済産業事務官 金井 貴大 

電力・ガス事業部原子力政策課

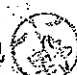
原子力基盤支援室


経済産業事務官 細川 成己 

電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル
産業課

経済産業事務官 大塚 雄介 

電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル
産業課原子力損害対応室

経済産業事務官 福島 正也 


経済産業技官 川原 佑介 

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6番30号

経済産業省中国経済産業局資源エネルギー環境部

資源エネルギー環境課

経済産業事務官 長尾博行 

経済産業技官 小田信治 

電力・ガス事業課

経済産業事務官 船田義治 

経済産業技官 山田高芳 

経済産業事務官 榎麻衣 

電源開発調整官

経済産業事務官 大原晃洋 

第1	請求の趣旨に対する答弁	1
第2	請求原因に対する認否	1
1	はじめに	1
2	「序章」(訴状1ページ以下。以下、訴状のページ数の記載においては該当部分冒頭のページ数のみ記載する。)について	1
3	「第1章 原子力発電所の仕組みと原子力発電関連法規の法体系」(訴状6ページ)について	4
4	「第2章 本件原発事故の発生」(訴状24ページ)について	9
5	「第3章 福島第一原子力発電所事故による被害の概要」(訴状36ページ)について	16
6	「第4章 原賠法3条と民法709条の関係」(訴状44ページ)について	21
7	「第5章 津波対策の懈怠」(訴状46ページ)について	21
8	「第6章 シビアアクシデント対策の不備について」(訴状69ページ)について	32
9	「第7章 被告らの共同不法行為」(訴状90ページ)について	42
10	「第8章 本件原発事故による被害の実態」(訴状91ページ)について	42
11	「第9章 本件原発事故による原告らの損害」(訴状101ページ)について	48
12	「終章」(訴状109ページ)について	50
第3	求釈明	50

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする。
- 3 被告国につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付する場合には、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

第2 請求原因に対する認否

1 はじめに

訴状に記載されている原告らの主張は、原告らの被告国に対する請求を根拠づける請求原因としていかなる意味を有するのかが判然としない原告らの意見や評価にわたるものも見られるが、争点整理に資するため、現時点において必要と判断される限度において、認否を行うこととする。

2 「序章」(訴状1ページ以下。以下、訴状のページ数の記載においては該当部分冒頭のページ数のみ記載する。)について

(1) 「第1 本訴訟で求めるもの」(訴状1ページ)について

平成23年3月11日午後2時46分頃、マグニチュード9.0の地震(以下「本件地震」という。)が発生し、相被告東京電力株式会社(以下「被告東電」という。)の福島第一原子力発電所(以下「福島第一発電所」という。)において原子炉から放射性物質が放出される事故(以下「福島第一発電所事故」という。)が発生したこと、アメリカ政府が、同月16日、在日米国人に対して、80キロメートル圏外への退避勧告を行って

たこと、平成24年6月27日に被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律が公布及び施行されたことは認め、被告国に損害賠償責任がある旨の主張は争い、個別の原告らの被害の有無及びその程度は不知、その余の原告らの意見又は評価にわたる部分は認否の限りでない。

(2) 「第2 当事者」(訴状3ページ)について

ア 「1 原告ら」について

不知。

イ 「2 被告ら」について

(7) 「(1) 被告東電」について

a 第1段落(「被告東電は」以下)について

第1文(「被告東電…法人である。’)は認める。

第2文(「東京都をはじめ…及んでいた。’)は「東京都をはじめ8県」との部分を除いて認める。「東京都ほか8県(栃木県, 群馬県, 茨城県, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県, 山梨県, 静岡県)」が正しい。

第3文(「本件原発事故…有している。’)は認める。福島第一発電所1号機ないし4号機は、正確には、被告東電が平成24年3月30日、電気事業法9条1項に基づく変更の届出を行い、同条3項に規定する20日が経過した後の同年4月19日、電気事業の用に供する電気工作物でなくなった。

b 第2段落(「なお、’)以下)について

認める。

(4) 「(2) 被告国について」について

a 柱書きについて

第1文(「被告国…代表する。’)は一般論として認める。

第2文(「本件に…以下のとおりである。’)は認否の限りでない。

b 「①」について

第1文（「経済産業省は…行政機関である。」）は認める。

第2文（「経済産業省設置法…果たしてきた。」）は、経済産業省設置法4条1項において「エネルギーに関する原子力政策」と「エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発」が同省の所管事務とされていることは認める。

第3文（「実用発電用原子炉…権限である。」）は、平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律を「炉規法」という。）23条1項に基づく権限に関する記載と解した上で認める。なお、上記改正により、発電用原子炉及び発電用原子炉以外の原子炉を設置しようとする者はいずれも原子力規制委員会の許可を受けなければならないとされた（同法23条1項、43条の3の5第1項）。

c 「②」について

平成24年法律第47号による改正前の炉規法23条1項に基づく権限と解した上で認める。

d 「③から⑦」について

認める。

e 「⑧」について

認める。制定当時の原子力規制委員会設置法3条は、「原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関することを含む。）を任務とする。」と規定している。

3 「第1章 原子力発電所の仕組みと原子力発電関連法規の法体系」（訴状6ページ）について

(1) 「第1 原子力発電の概要」（訴状6ページ）について

ア 「1 原子力発電の基本的な仕組み」について

(ア) 「(1) 発電の基本原理～核分裂の利用」について

認める。

(イ) 「(2) 具体的な発電のメカニズムなど」について

a 「ア」について

(a) 第1段落（「核分裂」以下）について

第1文（「核分裂により…必要となる。」）及び第2文（「核分裂で発生した…回すことになる。」）は認める。

第3文（「日本では…発電がなされる」）のうち、「軽水（普通の水）が用いられている」までは認め、その余は、沸騰水型原子炉（BWR）に関する記載と解した上で認める。

(b) 第2段落（「ちなみに」以下）について

国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書（以下「国会事故調査報告書」という。）

126ページに同旨の記載がある限りで認めるが、原告らのいう代表的な沸騰水型原子炉がどのような原子炉を指すのか明らかではないから、その余は認否の限りでない。

b 「イ」について

認める。

(ウ) 「(3) 核分裂制御の仕組み」について

認める。

イ 「2 原子炉（原子力発電所）の基本構造など」について

(ア) 「(1) 原子炉の種類」について

認める。

(イ) 「(2) 沸騰水型炉 (BWR)」について

訴状 9 ページの図も含めて、認める。

(ウ) 「(3) 5重の壁」について

a 柱書き, 「ア 燃料棒 (第 1 の壁, 第 2 の壁)」及び「イ 原子炉
圧力容器 (第 3 の壁)」について

訴状 11 ページ及び 12 ページの図を含めて、認める。

b 「ウ 原子炉格納容器 (第 4 の壁)」について

第 1 段落 (「原子炉圧力容器」以下) は認める。

第 2 段落 (「諸外国」以下) は、マーク I 型に関する記載と解した上で認める。訴状 13 ページの図は出典が不明であるため不知。

c 「エ 原子炉建屋 (第 5 の壁)」について

認める。

ウ 「3 安全対策」について

(7) 柱書きについて

認める。

(イ) 「(1) 止める」について

a 第 1 段落 (「運転中の」以下) 及び第 2 段落 (異常が生じた」以下) について

認める。

b 第 3 段落 (「十分に冷却が」以下)

原子炉が十分に冷却されない場合に原告らが主張する事態に至る可能性があることは認める。

(ウ) 「(2) 冷やす」について

I C (非常用復水器) 及び R C I C (原子炉隔離時冷却系) が E C C S の位置づけであることは否認し、その余は認める。I C や R C I

Cは、ECCSに分類されない。

なお、「IPCI（高圧注水系）」は、「HPCI（高圧注水系）」の誤記と思われる。

(I) 「(3) 閉じ込める」について

認める。

(2) 「第2 原子力発電に関する法体系」（訴状16ページ）について

ア 柱書きについて

認否の限りでない。

イ 「1 原子力基本法」について

(7) 第1段落（「1955年」以下）について

第1文（「1995年…公布された。」）は認める。制定当時の原子力基本法1条は、正確には「この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。」と規定していた。

第2文（「同法において…（「民主・自主・公開」の原子力三原則，2条。））は認める。制定当時の原子力基本法2条は、正確には「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と規定していた。

(I) 第2段落（「被告国は」以下）について

認める。

ウ 「2 原子炉等規制法」について

第1文（「1957年…が公布された。」）は認める。制定当時の炉規法1条は、正確には「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利

用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うことを目的とする。」と規定していた。

第2文（「同法には、…できないものとされた。」）は、「貯蔵」及び「廃棄」を除いて認める。上記に記載した制定当時の炉規法1条の文言からも明らかなおおり、制定当時の同法には、「貯蔵」、「廃棄」の事業は規定されていなかった。

エ 「3 電気事業法」について

(7) 第1段落（「1964年」以下）について

第1文（「1964年…が公布された。」）は認める。制定当時の電気事業法1条は、正確には「この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする」と規定していた。

第2文（「同法により、…こととなった。」）は認める。

(4) 第2段落（「同法は」以下）について

認める。

オ 「4 原子力損害の賠償に関する法律」について

第1文（「1961年…が公布された。」）は認める。

第2文（「同法においては、…義務づけられた（8条）。」）については原子力損害の賠償に関する法律（以下、原子力損害の賠償に関する法律を「原賠法」という。）6条及び7条によって原子力事業者が原子力損害を賠償するための措置を講ずることが義務づけられたことは認める。

第3文（「また、7条1項…明記された（16条）。」）については原賠

法7条1項を受けた同法施行令2条の表が賠償措置額を具体的に定めていること、原賠法16条が、原子力事業者が同法3条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額を超え、かつ、同法の目的を達成するため必要があると認めるときには国が原子力事業者に必要な援助を行う旨規定していることは認める。

カ 「5. 原子力災害対策特別措置法」について

平成11年に茨城県那珂郡東海村においてJCO臨界事故が発生したこと、同年に原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）が公布されたこと、同法1条に訴状記載の目的が規定されていることは認め、その余は争う。

原子力事業者の責務については、原子力災害にも適用される災害対策基本法には規定がなかったが、原災法3条において明確に規定されることになった。国の責務については、既に災害対策基本法3条に規定されていたが、原子力災害においては国の役割が大きいことから、原災法4条において災害対策基本法よりも明確な形で国の責務が規定された。

(3) 「第3 福島第一原子力発電所の概要」（訴状19ページ）について

ア 「1 立地」について

(ア) 「(1) 『相双地域』」について

第2文（「双葉郡は、…総称される。」）の「相馬市及び南相馬市と併せて、『相双地域』と総称される。」との部分を除いて認める。相双地域には、双葉郡、相馬市及び南相馬市以外に、相馬郡（新地町及び飯舘村）も含まれる。

(イ) 「(2) 位置、面積、人口」について

相双地域が東北の最南部である福島県の東部に位置する浜通り地方に属し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面する細長い平野が南北に続く沿岸地方であることは認める。相双地域の面積は正しくは1737.

71平方キロメートルであり、県勢要覧によれば、平成22年度の相双地域の人口は19万5950人である。

(ウ) 「(3) 原発建設前の状況」について

日本原子力産業会議作成「原子力発電所と地域社会—立地問題懇談会地域調査専門委員会報告書—」に原告らが主張する内容の記載があることは認める。

イ 「2 建設開始から運転開始までの経過」について

(ア) 第1段落（「被告東電は」以下）について

認める。ただし、福島第一発電所1号機から4号機は、被告東電が平成24年3月30日、電気事業法9条1項に基づく変更の届出を行い、同条3項に規定する20日が経過した後の同年4月19日、電気事業の用に供する電気工作物でなくなった。

(イ) 第2段落（「1955年」以下）から第4段落（「しかし」以下）について

不知。

(ウ) 第5段落（「被告東電は、1965年」以下）について

被告東電が昭和46年3月26日に福島第一発電所1号機の運転を開始したこと、同機は、日本に設置されている原子力発電所の中で最も古いものの一つであることは認め、その余は不知。

(エ) 第6段落（「被告東電は、その後」以下）について

認める。

(オ) 第7段落（「かくして」以下）について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

ウ 「3 施設概要」について

訴状21ないし23ページの図も含めて認める。

4 「第2章 本件原発事故の発生」（訴状24ページ）について

(1) 「第1 福島第一原子力発電所の重大事故と長時間の全電源喪失の経緯」

(訴状24ページ)について

ア 「1 はじめに」について

(7) 第1段落(「福島第一原発」以下)及び第2段落(「つまり」以下)について

津波の到達が15時35分との点を除き認める。福島第一発電所に津波が到達したのは、正確には、平成23年3月11日午後3時27分頃及び同日午後3時36分頃である。なお、震度6強は、福島第一発電所が所在する福島県双葉郡大熊町及び双葉町において観測された最大震度である。

(4) 第3段落(「ここでは」以下)について

認否の限りでない。

イ 「2 原子力発電所における電源設備について」について

訴状25ページの図を除き認める。同図のうち、「交流、6、」及び「電源弁」は、それぞれ、「交流6900V」及び「電動弁」が正しい。

ウ 「3 福島第一原子力発電所における電源設備とその使用の可否」について

(7) 「(1) 全外部電源の喪失」について

認める。ただし、「炉心溶解」とあるのは正確には「炉心溶融」である(以下、訴状に「炉心溶解」と記載された部分については、同じ。)。また、4号機については炉心溶融は起こっておらず、1号機ないし3号機においても炉心溶融に至ったと推定されているものである。

(4) 「(2) 1号機から4号機の非常用ディーゼル発電機らの機能喪失」について

1号機ないし4号機の非常用ディーゼル発電機合計8台のうち6台がタービン建屋地下1階に設置されていたこと、バッテリーについて

は、1号機、2号機及び4号機はコントロール建屋地下1階に、3号機はタービン建屋中地下階に設置されていたこと、高圧配電盤合計23台のうち13台がタービン建屋地下1階に設置されていたこと、低圧配電盤合計23台のうち6台がタービン建屋地下1階に設置されていたこと、2号機及び4号機の空冷式非常用ディーゼル発電機が被水を免れたこと、これらの空冷式非常用ディーゼル発電機が接続されていた配電盤が被水して空冷式非常用ディーゼル発電機も機能を喪失したことは認める。

(ウ) 「(3) 5号機及び6号機の状況について」について

a 第1段落（「6号機では」以下）及び第2段落（「また、5号機」以下）について

認める。

b 第3段落（「なお、各原発」以下）について

訴状別紙「各原発の電源と電源盤の状況（詳細）」は記載が正確ではないため、否認する。同別紙のうち、2号機の直流電源の設置場所は、2A及び2Bともにコントロール建屋地下1階が、2号機の常用M/C(2A)の設置場所は、タービン建屋地下1階が、4号機の直流電源の設置場所は、4A及び4Bともにコントロール建屋地下1階が、それぞれ正しい。

(イ) 「(4) 小括」について

a 第1段落（「以上より」以下）について

1号機、2号機及び4号機が全電源を喪失したこと、3号機が全交流電源を喪失したことは認める。

b 第2段落（「全電源喪失」以下）について

否認する。5号機も1号機ないし4号機と同様に、高圧配電盤が被水している。

c 第3段落（「なお、」以下）について

認める。

d 第4段落（「したがって、」以下）について

高圧配電盤が機能喪失しなかった場合に、2号機及び4号機の非常用ディーゼル発電機から電源の供給を受けられた可能性があることは認める。なお、前記のとおり、1号機ないし3号機は、炉心溶融したと推定されているものである。

(2) 「第2 各原子炉の水素爆発及び炉心損傷の経緯」（訴状27ページ）について

ア 「1 1号機」について

(7) 「(1)」について

認める。

(4) 「(2)」について

a 第1段落（「しかし」以下）について

津波の到来が15時35分であるとの点を除き認める。2度目の津波の到達は、正確には、平成23年3月11日午後3時36分頃である。

b 第2段落（「また」以下）について

第1文（「また、海側に…損傷した。」）は認める。

第2文（「全電源の…失われた。」）否認する。非常用復水器（IC）が機能を喪失したことは確認されていない。

c 第3段落（「さらに」以下）について

作業環境の悪化がベント作業の進捗に影響を与えたという限りで認め、その余は否認する。原子炉格納容器のベントは実施され、格納容器の圧力の低下が確認されている。

(7) 「(3)」について

a 第1段落（「その結果」以下）について

被告東電の解析で同様の推定がなされているという限度で認める。

b 第2段落（「そして、」以下）について

ジルコニウム-水反応によって生じたと考えられる水素が原因と思われる爆発が原子炉建屋内で発生したことは認める。

(I) 「(4)」について

放射性物質が放出されたことは認める。

(II) 「(5)」について

訴状29ページの【1号機事故進展表】と題する表の出典が不明であるため、不知。この点の正確な事実関係については、追って整理して主張する予定である。

イ 「2 2号機」について

(A) 「(1)」及び「(2)」について

認める。

(B) 「(3)」について

平成23年3月12日午後3時36分に、1号機の原子炉建屋で「水素爆発と思われる爆発」が起こったこと、その爆発で、電源ケーブルが破損したことは認め、その余は不知。

(C) 「(4)」について

被告東電作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」（以下「東電事故調査最終報告書」という。）156及び157ページに同趣旨の記載があることは認める。ただし、「注水手段も断たれた」との記載は同報告書にはない。

(D) 「(5)」について

平成23年3月14日午後1時25分頃に原子炉隔離時冷却系（R C I C）が停止したと判断されたこと、同日午後5時17分から燃料

損傷が始まったと推定されること、同月15日午前6時過ぎに圧力抑制室の圧力が急低下したこと、そのころ原子炉格納容器が損傷した可能性があること、同時刻頃、放射性物質が放出されたことは認める。

(オ) 「(6)」について

訴状31ページの【2号機事故進展表】と題する表の出典が不明であるため不知。この点の正確な事実関係については、追って整理して主張する予定である。

ウ 「3 3号機」について

(7) 「(1)」について

a 第1段落（「上記の通り」以下）について

認める。

b 第2段落（「そのため」以下）について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りではない。

(イ) 「(2)」について

3号機ではバックアップ用の蓄電池により直流電源を要する負荷（原子炉隔離時冷却系（RCIC）弁や記録計等）に電源が供給されたことは認める。

(ウ) 「(3)」について

a 第1段落（「しかし」以下）及び第2段落（「所内の」以下）について

認める。

b 第3段落（「同日4時15分」以下）について

被告東電が原子炉水位が平成23年3月13日午前4時15分頃には有効燃料頂部（TAF）に到達していたものと考えられるとの報告を行い、原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）のクロスチェックにおいて同日午前8時から9時頃までには炉心損傷が

開始したと推定されたとの限りで認める。なお、被告東電の平成26年8月6日付け「福島原子力事故における未確認・未解明事項の調査・検討結果～第2回進捗報告～」によれば、高圧注水系（HPCI）を手動で停止するより以前から、高圧注水系（HPCI）による注水が不十分であったため水位が低下し、平成23年3月13日午前2時30分頃に原子炉水位が有効燃料頂部（TAF）に達し、同日午前5時30分頃には燃料損傷が始まったと推定されている。

(イ) 「(4)」について

平成23年3月14日午前11時1分頃、原子炉建屋上部で水素爆発と思われる爆発が発生したことは認め、その余は不知。

(ロ) 「(5)」について

訴状33ページの【3号機事故進展表】と題する表の出典が不明であるため、不知。この点の正確な事実関係については、追って整理して主張する予定である。

エ 「4号機」について

(7) 「(1)」について

4号機が平成22年11月から定期検査のため運転停止中であったこと、燃料が原子炉建屋の4及び5階部分の使用済燃料プールに保管されていたことは認め、その余は原告らの評価にわたる部分であるため認否の限りでない。

(イ) 「(2)」について

1号機ないし4号機が外部電源を喪失したことは認め、その余は不知。

(ロ) 「(3)」について

4号機が全電源を喪失したこと、冷却用海水ポンプが損傷したこと、使用済燃料プールの冷却機能を喪失したことは認め、その余は不知。

(イ) 「(4)」について

平成23年3月14日午前11時1分頃に3号機の原子炉建屋上部で水素爆発と思われる爆発が発生したこと、同月15日に4号機の原子炉建屋で爆発が発生したこと、同爆発の原因の特定には至っていないことは認める。

(オ) 「(5)」について

訴状35ページの【4号機事故進展表】と題する表の出典が不明であるため、不知。この点の正確な事実関係については、追って整理して主張する予定である。

5 「第3章 福島第一原子力発電所事故による被害の概要」(訴状36ページ)について

訴状36ページ冒頭の図については、認める。

(1) 「第1 放射性物質の拡散による環境汚染」(訴状36ページ)について

ア 「1 放射性物質の大気中への放出」について

(7) 第1段落(「第2章で」以下)について

福島第一発電所事故により放射性物質が放出されたことは認める。

(4) 第2段落(「水素爆発」以下)について

第1文(「水素爆発による…放出された。’)は、福島第一発電所1号機及び3号機においてベント作業が行われたこと、同1号機及び3号機において水素爆発と想定される爆発が生じたことは認め、その余は不知。なお、4号機の原子炉建屋の爆発の原因は、いまだ明らかになっていない。

第2文(「特に…計測した。’)及び第3文(「この数値は、…約2.1万倍にあたる。’)は、被告東電が公表している「福島第一原子力発電所のモニタリング状況」の計測データとして原告ら指摘の数値が計測

されたことは認める。なお、被告東電の発表によれば、福島第一発電所正門付近における計測データについては、平成23年3月11日午後5時40分の測定値（ガンマ線47 nSv/h）が最初のものであるが、同発電所に係るその他のモニタリング状況（計測結果）については、同日午後5時00分から公表されている。

(ウ) 第3段落（「本件原発事故」以下）について

被告東電の「福島第一原子力発電所の事故に伴う大気への放出量推定について（平成24年5月現在における評価）」において、原告らが指摘するように推定されていることは認める。

(イ) 第4段落（「これらの」以下）について

一般的に放射性ブルームが降雨の影響で降下する場合があること、平成23年10月6日付けで文部科学省が公表した「文部科学省による東京都及び神奈川県内の航空機モニタリングの測定結果（文部科学省がこれまでに測定してきた範囲及び東京都及び神奈川県内における地表から1m高さの空間線量率）」によれば、福島第一発電所から北西方向において比較的高い空間線量率が測定されたことは認める。

(オ) 第5段落（「地表に」以下）について

国会事故調査報告書329及び330ページに同旨の記載があるという限りで認める。

(カ) 第6段落（「上記の」以下）について

原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(キ) 第7段落（「環境省」以下）について

福島県の総面積が1万3782平方キロメートルであること、国会事故調査報告書（330ページ）に、環境省によると、年間5ミリシーベルト、20ミリシーベルト以上の空間線量となる可能性のある土地の面積が、それぞれ福島県内の1778平方キロメートル、515-

平方キロメートルであるとの記載があることは認める。もっとも、環境省の「除染等の措置等に伴って生じる土壌等の量の推定について」は、福島県だけでなく、宮城県、山形県、栃木県及び茨城県も対象範囲とし、空間線量別の面積を推定している。

(ク) 第8段落（「さらに、」以下）について

原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

イ 「2 放射性物質の海洋への流出」について

(7) 第1段落（「放射性物質」以下）について

福島第一発電所事故後、同発電所の原子炉の冷却のために水が注入されたこと、同発電所において、放射性物質を含む水が海中に流出したと推定される事象が発生したことは認め、その余は不知。

(イ) 第2段落（「2011年」以下）について

被告東電が平成23年4月4日から同月10日にかけて、炉規法64条1項に基づく措置として、福島第一発電所の集中廃棄物処理施設に存在する低濃度の放射性滞留水（約9070トン）と5号機及び6号機のサブドレンピット内の低濃度の放射性物質を含む地下水（約1323トン）を海洋に放出したことは認める。

(ウ) 第3段落（「これらの」以下）について

原子力災害対策本部が平成23年6月に作成した「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書-東京電力福島原子力発電所の事故について-」（以下「IAEA報告書」という。）における評価値として認める。

(2) 「第2 本件原発事故による放射能汚染の規模・程度」（訴状38ページ）について

ア 第1段落（「経済産業省」以下）について

保安院が、平成23年4月12日時点において、福島第一発電所事故

を国際原子力事象評価尺度（INES）でレベル7と暫定評価したこと、スリーマイルアイランド原子力発電所事故がINESでレベル5と評価されていること、チェルノブイリ原子力発電所事故がINESのレベル7と評価されていることは認める。

なお、INESのレベル5は「事業所外へのリスクを伴う事故」ではなく、「広範囲な影響を伴う事故」である。

イ 第2段落（「保安院は、」以下）について
認める。

ただし、「広島型原発」は「広島型原爆」の誤記と思料され、「約168発分」との記載は「約168.5倍」が正しい。

ウ 第3段落（「大気中への」以下）及び第4段落（「そして、」以下）について

原告らの評価にわたるものであり、認否の限りでない。

(3) 「第3 本件原発事故に基づく避難指示等」（訴状39ページ）について

ア 第1段落（「事故当時の」以下）について

訴状40ページの「【区域設定の変遷の時系列表】」と題する表を含めて認める。

イ 第2段落（「上記の時系列」以下）について

原告らの評価にわたるものであり、認否の限りでない。

なお、福島第一発電所事故後の避難指示等の経緯については、審理の状況に応じ、整理して主張する予定である。

ウ 第3段落（「また、」以下）について

認める。

(4) 「第4 情報の錯綜と避難行動」（訴状41ページ）について

ア 第1段落（「被告国は、」以下）及び第2段落（「他方、」以下）について

て

平成23年3月11日午後7時3分に福島第一発電所に関して原子力緊急事態宣言がされたこと、内閣総理大臣が同月15日、原災法15条3項に基づき、福島県知事及び関係市町村長に対し、福島第一発電所から半径20キロメートルから30キロメートル圏内の住民等に対する屋内への退避の指示をしたこと、内閣官房長官が同月25日に屋内への退避の指示の対象となっている区域の市町村長に対し、同区域内の住民の自主避難の促進を依頼したことを明らかにしたことは認め、その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

イ 第3段落（「さらに、」以下）及び第4段落（「また、」以下）について
本件の個別の原告らとの関係では不知。

ウ 第5段落（「本件原発事故発生」以下）について

第1文（「本件原発事故発生…回答した。」）については不知。

第2文（「留まることによる…到底言えない。」）は原告らの評価にわたるものであるため認否の限りでない。

(5) 「第5 現在も放射性物質は原発から漏れ続けている」（訴状42ページ）について

福島第一発電所から外部への放射性物質の放出が続いていること、福島第一発電所において放射性物質を含んだ水が海洋へ流出したと推定される事象が発生したこと、平成25年8月19日に同発電所において発生した汚染水貯留タンクから放射性物質を含む水が漏洩したと推定される事象について、原子力規制委員会が上記事象に係るINES評価をレベル3としたこと、放出された放射性物質による環境の汚染が、現在もなお継続している地域があることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。なお、福島第一発電所からの大気中への放射性物質の放出については、原子力格納容器ガス管理設備によって、福島第一発電所から環境中への放

放射性物質の放出量を抑制するとともに、各建屋において可能かつ適切な箇所において放出監視が実施されている。

6 「第4章 原賠法3条と民法709条の関係」(訴状44ページ)について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない。

7 「第5章 津波対策の懈怠」(訴状46ページ)について

(1) 「第1 被告東電の不法行為責任」(訴状46ページ)について

ア 「1 総論」及び「2 被告東電に課される原子力事業者としての高度の注意義務」について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りではない。

イ 「3 被告東電の本件事故についての予見可能性」について

(7) 「(1) はじめに」について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない。

(イ) 「(2) 知見の進展及び知見の進展を裏付ける事実」について

a 「ア 設置当時被告東電が想定していた津波」について

第1文(「被告東電が…想定していた。’)は認める。第2文(「この評価…建設している。’)は、「O. P. +10m」との部分をも1号機ないし4号機に関する記載と解した上で認める。5号機及び6号機の各原子炉建屋及び各タービン建屋の設計G. L(建築物の立つ土地の表面レベル。いわゆる敷地高さ)は、小名浜港工事基準面(「Onahama Peil」。以下「O. P」という。) +13メートルである。

b 「イ 津波安全性再評価(1回目の津波想定見直し)」について

(a) 第1段落(「1993年」以下)について

平成5年7月に北海道南西沖地震が発生したこと、同地震が北海道奥尻郡奥尻町北方沖の日本海海底で発生した地震であること、

同地震のマグニチュードが7.8であること、同地震の最大震度が6と推定されたことは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため認否の限りでない。

(b) 第2段落（「北海道南西沖地震は」以下）について

北海道南西沖地震に伴い発生した津波による被害が生じたことは認め、その余は不知。

(c) 第3段落（「北海道南西沖地震津波を受け」以下）について

認める。

(d) 第4段落（「これを受け」以下）について

被告東電が通商産業省資源エネルギー庁の津波安全性評価の指示を受けて平成6年3月に報告を行ったこと、この報告に当たり、被告東電が福島地点における最大の津波をチリ地震津波としていたことは認める。

c 「ウ 地震調査研究推進本部の設置」について

(a) 第1段落（「1995年」以下）について

平成7年に阪神・淡路大震災が発生したこと、同地震のマグニチュードが7.3であったことは認める。

(b) 第2段落（「なお、」以下）について

認める。

d 「エ 電事連の津波影響評価」について

不知。

e 「オ 土木学会の津波評価技術（東電2回目の津波想定見直し）」

について

(a) 第1段落（「2002年」以下）について

認める。

(b) 第2段落（「この土木学会手法」以下）について

第1文（「この土木学会手法…ものであった。」）は、「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）に「これまでに培ってきた津波の波源や数値計算に関する知見を集大成して、原子力発電所の設計津波水位の標準的な設定方法を提案したものである。」（巻頭言）、「津波に関する学問には、1970年代後半に発展の兆しが現われ、それ以降現在も、急速に発展しつつある。」（部会主査挨拶）との記載があることは認める。

第2文（「しかし…となっていた。」）は不知。

(c) 第3段落（「被告東電は」以下）について

被告東電が津波評価技術の策定を受け、平成14年3月以降、保安院に対し、津波に対する敷地の安全性の検討の中で、福島第一発電所の設計津波最高水位を、「近地津波でO. P. + 5. 4 ~ 5. 7 m, 遠地津波でO. P. + 5. 4 ~ 5. 5 m」であると報告したことは認める。

f 「力 地震調査研究推進本部地震調査委員会『三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について』による指摘」について

(a) 第1段落（「推本の」以下）について

認める。

(b) 第2段落（「長期評価では」以下）について

「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）には、「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」との名称を付された区域におけるプレート間大地震（津波地震）について、M_t 8. 2前後の地震の今後の30年以内の発生確率は20パーセント程度である旨の記載があることは認める。

(c) 第3段落（「なお、」以下）について

不知。

g 「キ 地震ワーキンググループによる指摘」について

「2月3日」を「2月13日」の誤記と解した上で認める。

h 「ク 土木学会によるアンケート実施」について

国会事故調査報告書（87及び88ページ）に「平成16（2004）年には、土木学会津波評価部会が、日本海溝で起きる地震に詳しい地震学者5人にアンケートを送り、地震本部の長期評価について意見を聞いている。その結果、『津波地震は（福島沖を含む）どこでも起きる』とする方が、『福島沖は起きない』とする判断より有力だった。」との記載があることは認める。

i 「ケ 『溢水勉強会』での報告と安全情報検討会（第53回）」について

(a) 第1段落（「2006年」）以下）ないし第5段落（「被告東電は」以下）について

独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「原子力安全基盤機構」という。）及び保安院が、平成18年1月に溢水勉強会を設置したこと、溢水勉強会には電気事業連合会及び被告東電の関係者も参加していたこと（ただし、他の電力事業者の関係者も出席していた。）、国会事故調査報告書（84ページ）に、同年5月11日の勉強会において、被告東電が、福島第一発電所5号機の想定外津波について検討状況を報告し、その際、仮に「O. P. +10m」の津波が到来した場合、非常用海水ポンプが機能喪失し炉心損傷に至る危険性があること、また、仮に「O. P. +14m」の津波が到来した場合、建屋への浸水で電源設備が機能を失う可能性があり、電源喪失に伴い、非常用ディーゼル発電機等の原子炉の安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失する、

外部交流電源，直流電源全てが使えなくなって全電源喪失に至る危険性があることが示された旨の記載があることは認めるが，この点の正確な事実関係については，次回以降において整理して主張する予定である。

(b) 第6段落（「この溢水勉強会」以下）について

保安院と原子力安全基盤機構との間に安全情報検討会が開催されていたこと，第53回安全情報検討会（平成18年8月2日開催）に提出された資料には，敷地レベル+1mを仮定した場合，いずれのプラントについても浸水の可能性は否定できないとの結果が得られた旨の記載があることは認めるが，この点の正確な事実関係については，次回以降において整理して主張する予定である。

） 「コ 新指針の策定と保安院による『バックチェックルール』の策定，一括ヒアリング」について

(a) 第1段落（「2006年」以下）及び第2段落（「そして，」以下）について

認める。

(b) 第3段落（「その後，」以下）及び第4段落（「一括ヒアリング」以下）について

国会事故調査報告書（86及び456ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで認めるが，この点の正確な事実関係については，次回以降において整理して主張する予定である。

(c) 第5段落（「2007年」以下）及び第6段落（「しかし，」以下）について

国会事故調査報告書（86及び457ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで認めるが，この点の正確な事実関係につ

いては、次回以降において整理して主張する予定である。

k 「サ 被告東電による推本の長期評価の取扱に関する検討」につ

いて

不知。

l 「シ 貞観地震に関する『佐竹論文』の発表」について

平成20年に「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)が刊行された(この論文を以下「佐竹ほか(2008)」という。)ことは認める。

m 「ス 被告東電による長期評価に基づく津波予測」について

不知。ただし、東電事故調査最終報告書に「津波評価の専門家に意見を伺った。その意見は、『地震本部の見解については、中央防災会議でも扱いを議論した。福島県沖海溝沿いで大地震が発生するかどうかについては、繰り返し性がないこと及び切迫性がないことを理由に、結論を出さなかった。しかし、私は、福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、(バックチェック作業において)波源として考慮するべきと考える。』というものや、別の専門家からは、『(耐震バックチェックで)設計事象として扱うかどうかは難しい問題』との意見をいただくなど、専門家の間でも意見が定まった状況ではなかった。」(22及び23ページ)、「試算の結果からは、福島第一原子力発電所取水口全面で、津波水位は最大O.P. +8.4m~10.2m、1~4号機側の主要建屋敷地南側の浸水高は最大で15.7mの津波の高さが得られた。」(21ページ)との記載があることは認める。

n 「セ 被告東電による試算」について

(a) 「(ア)」について

不知。

(b) 「(イ)」について

被告東電が佐竹ほか(2008)に基づく試算を行ったことは認める。東電事故調査最終報告書(21ページ)には、「平成20年12月、佐竹氏から提供を受けた論文には、未確定ながら波源モデル案が示されていたことから、この論文の中で提案されている2つのモデル案を用いた試し計算を実施した。試し計算の結果では、福島第一、福島第二原子力発電所の取水口前面でO. P. +7.8~8.9m(満潮位の考慮方法を変更するとO. P. +7.8m~9.2m)程度の津波の高さが算出された。」と記載されている。

(c) 「(ウ)」について

認める。

(ウ) 「(3) 被告東電の予見可能性」について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない。

ウ 「4 被告東電の対策懈怠」について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない。

(2) 「第2 被告国の責任—規制権限不行使」(訴状59ページ)について

ア 「1 総論」について

(7) 第1段落(「国家賠償法」以下)について

国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項の規定は認める。

(イ) 第2段落(「そして、」以下)について

規制権限の不行使が、国賠法1条1項の適用上違法と評価される場合があること及び規制権限の不行使に関して原告らが指摘する最高裁判例が存在することは認める。

(ウ) 第3段落(「以下述べる通り、」以下)について

争う。

イ 「2 被告国の規制権限」について

(7) 「(1) 被告国の規制権限の根拠となる法令」について

a 「ア 原子力基本法」について

(a) 第1段落(「1955年」以下)について

昭和30年12月19日、原子力基本法が公布されたことは認める。

ただし、原子力基本法は、「学術の進歩と産業の振興を図ること。」を最終の目的とはしておらず、これらにより「人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」を目的としている(同法1条)。

(b) 第2段落(「同法において、」以下)について

第1文(「同法において…原子力三原則、2条。」)は認める。

第2文(「被告国は…されていた。」)は、「同法5条に基づき」との部分を除いて認める。原子力委員会及び原子力安全委員会の設置根拠は同法4条であった。

(c) 第3段落(「なお、」以下)について

認める。

b 「イ 原子炉等規制法」について

(a) 第1段落(「炉規法は、」以下)及び第2段落(「福島第1原発」以下)について

認める。

(b) 第3段落(「すなわち、」以下)について

時点が明確ではないため、認否の限りではない。

(c) 第4段落(「炉規法によれば、」以下)について

福島第一発電所の設置等が許可された当時の炉規法24条1項4号が「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質(中略)、

核燃料物質によって汚染された物（中略）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」と規定していたこと、安全審査を行う際に用いる審査基準として原子力委員会（昭和53年10月4日以後は原子力安全委員会）が各種指針類を策定していたことは認める。

(d) 第5段落（「安全審査指針類は」以下）及び第6段落（「1970年」以下）について
認める。

(e) 第7段落（「安全委員会は、」以下）について

第1文（「安全委員会は…行った。」）は認める。

第2文（そして、…定めた。」）は、「2001年（平成13年）6月」との部分を除いて認める。耐震指針検討分科会が設置されたのは、平成13年7月である。

第3文（「2006年（平成18年）…必要であるとされた。」）は認める。訴状61ページの「共用」は「供用」の誤記と思われる。

c 「ウ 電気事業法」について

(a) 第1段落（「福島第一原発」以下）ないし第3段落（「この点、」以下）について
認める。

(b) 第4段落（「被告国としては、」以下）について

被告国が電気事業法の規定により技術基準を定める権限を有していたことは認める。

(c) 第5段落（「そして、」以下）について

「39法1項」とあるのを「39条1項」の誤記と解した上で認める。

(d) 第6段落（「したがって、」以下）について

否認ないし争う。電気事業法の目的は、電気の利用者の利益を保護し、電気事業の健全な発展を図ること、及び公共の安全を確保し、環境の保全を図ることである。

(e) 第7段落（「また、この省令62号」以下）及び第8段落（「さらに、」以下）について

認める。

(f) 第9段落（「また、仮に」以下）について

一般論として、被告国が電気事業者である被告東電に対して行政指導を行うことが可能であったことは認める。

(i) 「(2) 小括」について

被告国が電気事業法39条及び40条に規定される権限を有していたことは認める。

ウ 「3 本件事故の予見可能性」について

(7) 「(1) 津波に関する知見の進展」について

a 第1段落（「1966年」以下）について

一般論としては認める。

b 第2段落（「被告国」以下）について

認める。地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）は、正確には、地震に関する調査研究の推進を主たる目的として設立された。

c 第3段落（「2002年」以下）について

平成14年7月に地震調査研究推進本部地震調査委員会から「長期評価」が発表されたこと、「長期評価」は、日本海溝沿いの海域のうち三陸沖から房総沖までの領域を考察の対象とし、この領域を8つの区域に分けてそれぞれの区域ごとに名称を付しているところ、

「長期評価」には、この8つの区域のうち「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」という名称を付された区域内におけるプレート間大地震（津波地震）について、M t 8. 2前後の地震の今後30年以内の発生確率は20パーセント程度である旨の記載があること、上記評価に当たり、1896年に発生した地震を含む「3回の地震は、同じ場所で繰り返し発生しているとはいいがたいため、固有地震としては扱わないこととし、同様の地震が、三陸沖北部海溝寄りから房総沖海溝寄りにかけてどこでも発生する可能性があると考えた。」旨の説明が記載されていることは認める。

d 第4段落（「長期評価」以下）について

否認する。「長期評価」は、特定の地点における津波の波高を予測したものではない。

e 第5段落（「そして、」以下）について

否認する。地震及びこれに伴う津波により全交流電源喪失（SBO）に陥るか否かについては、地震及び津波による被災の範囲や程度、津波の遡上経路、各種設備・機器への影響の有無や程度（地震による損傷の有無・程度、津波による浸水の有無・程度・時間等）、復旧に要する作業内容や時間等といった様々な要因によって定まるものであり、これらの要因は襲来する地震及び津波の規模（地震の大きさ、津波の水量、水流、水圧等）に大きく左右され、単に敷地高さを超える津波やこれを随伴させる地震が発生又は到来したというだけでは福島第一発電所が全交流電源喪失に陥るとはいえない。

f 第6段落（「SBO」以下）について

原子力施設事故・故障分析評価検討会全交流電源喪失事象検討ワーキング・グループ作成の平成5年6月11日付け「原子力発電所における全交流電源喪失事象について」に、「仮に短時間で交流電

源が復旧できずSBOが長時間に及ぶ場合には、非常用蓄電池の枯渇による運転監視・制御機能等が失われ炉心の冷却等が維持できなくなることから、炉心の損傷等の重大な結果に至る可能性が生じると考えられる。」との記載がある（1ページ）ことは認める。

g 第7段落（「以上より、」以下）について
争う。

(4) 「(2) 小括」について
争う。

エ 「4 結果回避可能性」ないし「6 結語」について
争う。

8 「第6章 シビアアクシデント対策の不備について」（訴状69ページ）
について

(1) 「第1 シビアアクシデント対策とは」（訴状69ページ）について

ア 「1 シビアアクシデントとは」について

科学技術庁原子力安全局原子力安全調査室作成の平成4年5月28日付け「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて（用語の解説）」に原告らが指摘する記載があることは認める。

なお、原子力安全委員会作成の「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて（決定）」には、シビアアクシデントについて「設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象」と記載されている。

イ 「2 設計基準事象とは」について

(7) 第1段落（「伊方原発最高裁判決」以下）について

最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174ページ）に原告らが指摘する判示があることは認める。

(イ) 第2段落（「原子炉の安全性は、」以下）について

設計基準事象が原子炉施設を異常な状態に導く可能性のある事象であり、安全設計の評価に当たり考慮すべきとされる内部事象をいうことは認める。

(ウ) 第3段落（「そして、」以下）について

設計基準事象が、その発生を想定して立てた安全対策が類似の多くの事故に対し有効であるように設定されることは認める。

ウ 「3 シビアアクシデント対策とは」について

(ア) 第1段落（「設計基準事象」以下）について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 第2段落（「すなわち、」以下）について

スリーマイルアイランド原子力発電所事故が発生し、炉心が重大な損傷に至ったことは認め、その余は原告らの評価にわたる部分であるため認否の限りでない。

エ 「4 国外でのシビアアクシデント対策」について

昭和54年3月にスリーマイルアイランド原子力発電所事故が発生したこと、米国原子力規制委員会の文書に原告らが指摘する旨の記載があること、同委員会が全交流電源喪失に対するシビアアクシデント対策を規則に設けたこと、原子力安全委員会の「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」に原告らの指摘する記載がされていることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。なお、SBO規則が想定を求めている外的事象には、地震、洪水は含まれていない。

(2) 「第2 被告国のSA対策の歴史」（訴状72ページ）について

ア 「1 1978年の安全設計審査指針『指針9』」について

1978年(昭和52年)」との記載を「1977年(昭和52年)」の誤記であると解した上で認める。

イ 「2 1992年の安全設計審査指針『指針27』」について

(7) 第1段落(「その後、」以下)について

「1992年(平成4年)」との記載を「1990年(平成2年)」の誤記と解した上で認める。

(i) 第2段落(「しかし、」以下)について

1号機及び2号機に関する記載と解した上で認める。

ウ 「3 SA(シビアアクシデント)対策の先送り」について

(7) 第1段落(「1992年」以下)について

通商産業省資源エネルギー庁(当時)が、平成4年7月に「アクシデントマネジメントの今後の進め方について」を取りまとめたこと、これに原告らが指摘する記載がされていることは認め、その余は原告らの評価にわたる部分であるため認否の限りでない。

(i) 第2段落(「1993年」以下)について

認める。

(ii) 第3段落(「しかし、」以下)について

平成5年6月に原子力安全委員会の原子力施設事故・故障分析評価検討会全交流電源喪失事象検討ワーキング・グループが取りまとめた「原子力発電所における全交流電源喪失事象について」に原告らが指摘する趣旨の記載がされていることは認め、その余は原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

エ 「4 IAEAの安全基準策定」について

(7) 第1段落(「2000年」以下)及び第2段落(「上記第1層から」以下)について

認める。

(イ) 第3段落(「津波による」以下)について

否認する。NS-R-1には、津波による原子炉損傷の防止のための対策をどの層に位置づけるかについての記載はない。

(ウ) 第4段落(「この5重の」以下)について

認める。

(エ) 第5段落(「IAEA」以下)について

認める。もともと、法規制の要否が示されたものではない。

(オ) 第6段落(「しかしながら、」以下)について

福島第一発電所事故時において、我が国においてシビアアクシデント対策が法規制の対象とされていなかったことは認める。なお、第5層については、原災法による法的規制が設けられている。

(カ) 第7段落(「なお、」以下)について

認める。

オ 「5 2001年耐震設計審査指針の見直し着手」について

平成13年7月に原子力安全基準専門部会に耐震指針検討分科会が設置され、耐震設計審査指針の改定作業に着手し、平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たな耐震設計審査指針が決定されたことは認める。

カ 「6 2004年原子力安全・保安院による地震による確率論的安全評価」について

(7) 第1段落(「2004年」以下)について

保安院が平成16年に、原子力事業者が実施したアクシデントマネジメント整備の有効性を確率論的安全評価の結果をもとに評価した結果を「軽水型原子力発電所における『アクシデントマネジメント整備後確率論的安全評価』に関する評価報告書」として取りまとめたこと

は認める。

(イ) 第2段落(「わが国において、」以下)について

国会事故調査報告書にその旨の記載があることは認める。

キ 「7 2006年耐震設計審査指針の改訂(指針27の見直しせず)」
について

原子力安全委員会が耐震設計審査指針の改訂を行ったこと、改訂に当たり、基準地震動の策定方法の高度化、「残余のリスク」の認識とそれを合理的に実行可能な限り小さくする努力を求めること、地震随伴事象としての津波が示されたことは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため認否の限りでない。

ク 「8 SA対策(SBO対策)をとるべき動機付けとなる1999年
～2004年の海外事故の発生」について

(7) 柱書きについて

原告らが指摘する事故のうち、台湾における事故がSBO事故であることは認め、フランス及びインドにおける事故がSBO事故であることは否認し、その余は原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(イ) 「(1) フランス・ルブレイエ発電所事故」について

平成11年12月28日にフランス共和国のルブレイエ原子力発電所において、高潮と満潮が重なり、ジロンド河口に波が押し寄せた結果、堤防内で氾濫し、ルブレイエ原子力発電所の一部の設備が浸水し、当時運転中だった同発電所1、2号機が停止し、蒸気発生器で除熱・冷却され、残留熱除去系(RHR)により冷却される事象が発生したこと、同事故がINESでレベル2と評価されていることは認め、その余は不知。

(ウ) 「(2) 台湾・馬鞍山発電所事故」について

認める。

(イ) 「(3) インド・マドラス発電所事故」について

認める。

ケ 「9 安全神話保持のためにSA対策を規制しなかった」について

(7) 第1段落(「2010年」以下)について

国会事故調査報告書に原告らが指摘する記載がある限りで認める。

(イ) 第2段落(「政府事故調査委員会」以下)について

政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」(以下「政府事故調査中間報告書」という。)にその旨の記載があることは認める。

(ウ) 第3段落(「すなわち、」以下)について

電力会社に関する記載については、不知。

被告国に関する記載については、否認する。被告国は、確立されていない知見であり予見可能性の根拠とならない見解についても、被告東電に対して検討を促すなど本件事故の発生に至るまで適切な対応をしてきた。

(3) 「第3 本件原発事故後の被告国によるシビアアクシデント対策の規制」
(訴状78ページ)について

ア 「1 技術基準省令に津波による原子炉の防護措置を規定」について

経済産業大臣が、平成23年10月7日、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(以下「省令62号」という。)に5条の2を追加したことは認める。

イ 「2 原子力規制委員会規則による対策の強化」について

(7) 「(1) 原子力規制委員会の設置と原子力規制委員会規則の策定」
について

認める。

(イ) 「(2) 全交流電源喪失に対する対策の規制」について

認める。

(ウ) 「(3) 津波対策について詳細に規制」について

a 第1段落(「設計基準規則」以下)について

認める。

b 第2段落(「従前の耐震設計審査指針」以下)について

福島第一発電所事故当時の耐震設計審査指針が地震随伴事象に対する考慮として「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。」と定めていたこと、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。)に基準津波を設定するものとする旨の記載があることは認め、その余は原告らの評価にわたる部分であるため認否の限りでない。

c 第3段落(「以上のとおり」以下)について

原子力規制委員会規則に津波に対する防護措置が規定されたこと、福島第一発電所事故後にシビアアクシデント対策が法規制の対象とされたことは認め、その余は原告らの評価にわたる部分であるため認否の限りでない。

(4) 「第4 被告東電の責任」(訴状81ページ)について

ア 「1 被告東電が本件原発で採用していたSBO対策」について

福島第一発電所内外の電気設備、福島第一発電所の配置図、福島第一発電所内外の電気設備の主な被害状況が政府事故調査最終報告書資料Ⅱ-4-1ないし3(資料編328ないし330ページ)のとおりであること、福島第一発電所の電気設備が本件地震及びこれに伴う津波によっ

て損傷したこと、福島第一発電所1号機ないし4号機が全交流電源喪失に至ったこと、1号機の高圧配電盤が5台、3号機が6台、4号機が5台であること、1号機ないし4号機の高圧配電盤がいずれも被水して機能を喪失したこと、全交流電源の配電が不可能になったことは認める。2号機の高圧配電盤は7台が正しい。

イ 「2 被告東電がとり得た具体的結果回避措置」について

被告東電に関する主張であり、認否の限りでない。

(5) 「第5 被告国の責任－規制権限の不行使」(訴状82ページ)について

ア 「1 規制権限の構造」について

(7) 「(1) 技術基準に関する規制」について

争う。

シビアアクシデント対策は、平成24年法律第47号による炉規法の改正により法規制の対象とされたものであり、同法改正前は、我が国においてシビアアクシデント対策は法規制の対象とされていなかった。したがって、被告国は、シビアアクシデント対策に関して上記改正前の炉規法に基づいて規制権限を行使することはできなかった。

(1) 「(2) 炉規法上の規制権限」について

a 「ア 炉規法の規定」について

福島第一発電所事故当時の炉規法に関する記載と解した上で認める。

b 「イ 保安規定とは」について

(a) 第1段落(「原子力発電所」以下)について

福島第一発電所事故当時の炉規法に関する記載と解した上で認める。

(b) 第2段落(「保安規定」以下)について

おおむね認める。福島第一発電所事故当時の実用炉規則16条において「非常の場合に講ずべき処置に関すること。」を定めていたのは17号である。

c 「ウ 『非常の場合』にシビアアクシデント事象が含まれていること」について

争う。

d 「エ 保安規定の認可の職権撤回について」について

炉規法37条が主務大臣に対して保安規定の認可権限を与えていることは認める。その余の点については認否を留保し、後記第3のとおり原告らに対し釈明を求める。

イ 「2 技術基準改定権限の不行使の違法性」について

(7) 「(1) 技術基準を改定する必要があったこと」について

争う。

(イ) 「(2) 2006年改正技術基準省令62号の誤り」について

平成18年当時の省令62号16条が「原子力発電所には、次の各号に掲げる設備を施設しなければならない。」とし、その5号において「原子炉停止時（短時間の全交流動力電源喪失時を含む。）に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備」と規定していたこと、同省令33条5項が、「原子力発電所には、短時間の全交流動力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。」と規定していたことは認め、その余は争う。

(ウ) 「(3) 結果回避可能性」について

平成11年に原災法が公布されたこと、同法4条において国の責務が規定されたことは認め、その余は争う。

(イ) 「(4) 小括」について

争う。

ウ 「3 炉規法に関する責任（保安規定の不備を放置した責任）」について

(7) 「(1) 被告東電の保安規定の不十分」について

a 第1段落（「被告東電は」以下）について

被告東電が保安規定を定めて認可を受けたことは認める。ただし、「福島第1原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」は、正しくは「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）」を指すものと思われ、原子力規制委員会が福島第一発電所事故後に定めたものであり、保安規定でもない。

b 第2段落（「保安規定には」以下）について

第1文（「保安規定には…ものであった。」）は争う。

第2文（「福島第一原発の…されている。」）及び第3文（「しかし、…していなかった。」）は福島第一発電所事故当時の事故時運転操作手順書に全交流電源喪失時の手順が記載されていることは認める。

c 第3段落（「具体的には」以下）ないし第6段落（「また」以下）について

1号機事故時運転操作手順書（事象ベース）フローチャートに、全交流電源喪失が発生した場合、全給水喪失及び原子炉隔離が発生し、直流電源が正常で、原子炉水位が低下した際には、高圧注水系（HPCI）を起動すること、原子炉内の圧力が上昇している場合には、非常用復水器（IC）が起動するか、逃がし安全弁（SRV）が自動開閉すること、不動作機器を確認すること、1時間以上の停

電が発生した場合には、直流電源負荷を切り離し、非常用復水器を継続運転することが記載されていることは認め、その余は争う。なお、上記手順書は保安規定の内容ではない。

(イ) 「(2) 被告国の責任 (不十分な保安規定の放置)」について争う。

(ウ) 「(3) 小括」について争う。

9 「第7章 被告らの共同不法行為」(訴状90ページ)について争う。

10 「第8章 本件原発事故による被害の実態」(訴状91ページ)について

原告らが本件訴訟において訴求する被告国に対する損害賠償請求権は、飽くまで原告らごとにその存否を判断すべきものであるから、その発生要件である損害もまた、原告らごとにその存否や内容を判断すべきものである。

以下、必要と認める限りで認否する。

(1) 「第1 本件原発事故被害の特徴」(訴状91ページ)について

ア 柱書きについて

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「1 被害の広範性」について

(7) 第1段落(「本件原発事故」以下)について

福島第一発電所事故により放射性物質が外部環境中に放出されたことは認める。

(イ) 第2段落(「例えば」以下)について

福島第一発電所事故により放射性物質が漏出したこと、平成23年3月15日午後6時20分に飯館村で44.7 $\mu\text{Sv/h}$ 、同日

午前4時にいわき市（いわき合同庁舎駐車場）で $23.72 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、同日午後2時5分に郡山市（郡山合同庁舎3階（屋外））で $8.26 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量（空間線量率）をそれぞれ観測したこと、同日福島市（紅葉山モニタリングポスト）で最大 $19 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量（空間線量率）を観測したこと、 $44.7 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を単純計算で年間線量に換算すると約 391mSv であることは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため認否の限りでない。なお、本段落中の「平成22年3月15日」は「平成23年3月15日」の誤記であると思われる。

(ウ) 第3段落（「このため」以下）について

原告らの主張する「避難者」の意義が明らかでないため、認否の限りでない。

ウ 「2 被害の継続性」について

(ア) 第1段落（「そもそも」以下）について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 第2段落（「一度本件原発事故」以下）について

一般論として、福島第一発電所事故により大気中に放出された放射性物質が降雨などによって土壌や海洋等に降下することは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため認否の限りでない。

(ウ) 第3段落（「このように」以下）

本件の個別の原告らとの関係では不知。

エ 「3 被害の深刻性」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

オ 「4 本件原発事故以前の生活環境（コミュニティ）の喪失」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

カ 「5. 被害の複合性」について

(7) 第1段落（「本件原発事故」以下）について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

(4) 第2段落（「以下。」以下）について

前置き部分であるため、認否の限りでない。

(2) 「第2 本件原発事故による具体的な被害実態」（訴状93ページ）について

ア 「1. 避難者の避難自体に伴う苦しみ」について

(7) 「(1) 正確な情報を得ることができなかったこと」について

平成23年3月11日午後7時3分に福島第一発電所に関して原子力緊急事態宣言がされたことは認め、その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

(4) 「(2) 悩みぬいた末の避難」について

a 第1段落（「避難指示は」以下）について

避難指示の対象区域が順次拡大されたことは認める。

b 第2段落（「そのため」以下）について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

(7) 「(3) 避難するという選択を余儀なくさせられたこと」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

イ 「2. 放射線被ばくに対する生涯の不安」について

(7) 「(1) 被ばくへの恐怖・不安」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

(4) 「(2) 生涯にわたる健康被害への不安」について

福島県が県民健康管理調査（平成26年4月以降は県民健康調査）として甲状腺検査を実施し、このほかにホールボディカウンターに

よる内部被ばく検査を実施していること、甲状腺検査は、福島第一発電所事故当時18歳以下であった全ての県民を対象としていること、福島県が県外における内部被ばく検査について、一定の医療機関や検査機器を搭載した車の巡回により受検できる体制の整備を進めていることは認め、その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

ウ 「3 経済的困窮」について

(7) 「(1) 生活基盤・仕事の喪失」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

(1) 「(2) 生活費の増加・経済的困窮」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

エ 「4 被告国による避難者に対する差別的取扱い」

(7) 「(1)」について

a 第1段落（「被告国は」以下）について

認める。

b 第2段落（「しかし」以下）について

争う。なお、原告らが引用する国会事故調査報告書の記載は、302ページにあるものと思われる。

(1) 「(2)」について

a 第1段落（「被告国は」以下）について

原子力災害対策本部が、平成23年6月16日、警戒区域及び計画的避難区域以外の場所であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で、福島第一発電所事故発生から1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いている地点について、住居単位で設定して、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援、促進を行

うことを表明したこと、この地点が「特定避難勧奨地点であることは認める。

b 第2段落（「このように」以下）及び第3段落（「それにもかかわらず」以下）について

争う。

(ウ) 「(3)」について

a 第1段落（「被告国」以下）について

認める。ただし、正確には、福島第一発電所事故から6か月間（第1期）は1人月額10万円（避難所等において避難生活をした期間は1人月額12万円）を目安としている。また、平成24年3月16日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」により、第2期は、「避難指示区域見直しの時点」までとされた。

b 第2段落（「また」以下）について

第1文（「また、…示した。」）は、被告国が、福島県内の地域で被告国や地方公共団体が住民に避難等の指示等を行った区域を除く一定の地域内の者についても、平成23年12月6日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」により、自主的避難等対象者の福島第一発電所事故発生当初の時期の損害として1人8万円を目安とした（ただし、子供及び妊婦については、福島第一発電所事故発生から平成23年12月末までの損害として1人40万円を目安とした。）ことは認める。また、平成24年3月16日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定

等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」により、平成24年1月1日以降に関して、少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型ごとに、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となるとされている。

第2文（「その内訳は…明らかである。」）は、原告らの評価にわたるものであるため認否の限りでない。

c 第3段落（「被告東電も」以下）について

不知。

d 第4段落（「以上のとおり」以下）について

被告国が合理的根拠のない差別をしているとの点については争い、その余は原告らの評価にわたるものであるため認否の限りでない。

(I) 「(4)」について

a 第1段落（「被告国」以下）について

争う。

b 第2段落（「しかし」以下）について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

c 第3段落（「以上のように」以下）について

「被告国による不合理な基準」との点は争い、その余は本件の個別の原告らとの関係では不知。

オ 「5 本件原発事故前に住んでいた地域に帰る見通しがたたないこと」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

カ 「6 本件原発事故による被害の実態のまとめ」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

1.1 「第9章 本件原発事故による原告らの損害」(訴状101ページ)について

(1) 「第1 被侵害利益」(訴状101ページ)について

ア 「1 はじめに」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。「平穩生活権」侵害を主張する点は争う。

イ 「2 平穩生活権」について

(ア) 「(1) 内容」について

a 第1段落(「平穩生活権とは」以下)について

争う。

原告らが挙げる東京高等裁判所昭和62年7月15日判決(判例時報1245号3ページ。横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件)は、「人格権という言葉は、法律用語として必ずしも熟しているものということとはできない」とした上で、「本件に即していえば、人は人格権の一種として、平穩安全な生活を営む権利(以下、仮に、平穩生活権又は単に生活権と呼ぶ。)を有しているというべきであって、騒音、振動、排気ガスなどは右の生活権に対する民法709条所定の侵害であり、これによって生ずる生活妨害(この中には、不快感等の精神的苦痛、睡眠妨害及びその他の生活妨害が含まれる。)は同条所定の損害というべきである(右の生活権は、身体権ないし自由権を広義に解すれば、それらに含まれているともいえるが、それらと区別して右に述べたような意味で使うこととする。これは被害の態様からみると身体傷害にまでは至らない程度の右のよ

うな被害に対応する権利である。)」(ゴシック体は引用者)と判示しているにすぎないのであり、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。

b 第2段落(「また、その内容は」以下)について

仙台地方裁判所平成4年2月28日決定(判例時報1429号109ページ)が、原告らが引用する内容の判示をしていることは認めるが、その余は争う。同決定は、債務者がその所有地に産業廃棄物最終処分場を完成させたところ、同土地の周辺住民らが、水質汚濁等を理由に、生活環境権、人格権若しくは財産権に基づく差止請求権又は不法行為の差止請求権を被保全権利として、同処分場の使用操業差止めの仮処分を申請した事案に係るものであり、問題となっている原告(債権者)の権利が、前記横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件における1審原告の権利とは、その内容自体が異なるものであり、上記仙台地裁決定が前記横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件の東京高裁判決がいう「平穏安全な生活を営む権利」を拡大させたものということとはできない。

c 第3段落(「また、福井地裁」以下)について

福井地方裁判所平成26年5月21日判決が原告らが引用する趣旨の内容の判示をしていることは認めるが、「かかわる」、「清心」、「各人の生命を基盤」、「見出すことができない」との点について、同判決は「関わる」、「精神」、「人の生命を基礎」、「見出すことはできない」としており、原告らの引用は正確ではない。

(1) 「(2) 本件における平穏生活権侵害」及び「(3) まとめ」について
争う。

(2) 「第2 損害総論」(訴状103ページ)について

争う。

(3) 「第3 具体的損害」(訴状105ページ)について

本件の個別の原告らとの関係では不知。損害額については争う。

12 「終章」(訴状109ページ)について

争う。

第3 求釈明

原告らは、「炉規法37条は主務大臣に対して、保安規定の認可を撤回する権限をも与えている」(訴状85ページ)と主張する一方、「被告国は原子炉運転の安全性を確保するために、保安規定の不備を是正するよう指示し、(中略)是正に応じない場合には認可を取り消すなどの権限を」行使すべきであった(訴状89ページ)旨主張しており、被告国が行使すべき規制権限として、これらのうちのいずれを主張するのか、またその具体的な根拠規定が明らかでないため、これを明確にされたい。

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震	答弁書	1	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	1	
福島第一発電 所	福島第一原子力発電所	答弁書	1	
福島第一発電 所事故	福島第一発電所において原子炉から放 射性物質が放出された事故	答弁書	1	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律	答弁書	3	
国会事故調査 報告書	国会における第三者機関による調査委 員会が発表した平成24年7月5日付 け報告書	答弁書	4	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	7	
原災法	原子力災害対策特別措置法	答弁書	8	
東電事故調査 最終報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付 け「福島原子力事故調査報告書」	答弁書	13	
保安院	原子力安全・保安院	答弁書	14	
I A E A 報告 書	原子力災害対策本部が平成23年6月に 作成した「原子力安全に関する I A E A 閣僚会議に対する日本国政府の報告書－ 東京電力福島原子力発電所の事故につい て－」	答弁書	18	

O. P.	「Onahama Peil」(小名浜港工事基準面)	答弁書	21
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術(土木学会 原子力土木委員会)	答弁書	23
長期評価	地震調査研究推進本部地震調査委員会が 発表した「三陸沖から房総沖にかけての 地震活動の長期評価について」	答弁書	23
原子力安全基 盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構	答弁書	24
佐竹ほか(2 008)	石巻・仙台平野における869年貞観津 波の数値シミュレーション(佐竹健治・ 行谷佑一・山木滋)	答弁書	26
国賠法	国家賠償法	答弁書	27
地震本部	地震調査研究推進本部	答弁書	30
政府事故調査 中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発 電所における事故調査・検証委員会作成 の平成23年12月26日付け「中間報 告」	答弁書	37
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定 める省令	答弁書	37
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技 術基準に関する規則(平成25年原子力 規制委員会規則第6号)	答弁書	38